

## 横須賀市電力の調達に係る環境配慮方針（抜粋）

表1 環境評価項目に関する評価基準表

項 目		区 分	配 点
基本項目	1 kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh) ※1	0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.525 未満	40
		0.525 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.575 未満	30
		0.575 以上 0.600 未満	25
		0.600 以上 0.690 未満	20
		0.690 以上	0
	未利用エネルギーの活用状況 ※2	活用している	10
		活用していない	0
	再生可能エネルギーの導入状況 ※3	7.50% 以上	20
5.00% 以上 7.50% 未満		15	
2.50% 以上 5.00% 未満		10	
0%超 2.50% 未満		5	
導入していない		0	
加点項目	需要家に対する情報提供の実施状況 ※4	実施している	5

基本項目の評価対象年度について実際の入札に当たっては、把握できる最新年度実績を用いるものとする。

※1 1 kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された最新の電気事業者全体の調整後排出係数）とする。該当する係数がない場合、代替値（国が公表する最新の年度の電気事業者ごとの基礎排出係数及びそれ以外の者から供給された電気について実測等に基づく適切な排出係数を用いて算定が困難な場合に代替する係数）を用いることとする。

※2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を把握できる最新の年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値。

- ①把握できる最新の年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
- ②把握できる最新の年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))  
(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
- ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

(算定方式)

$$\begin{array}{l} \text{把握できる最新年度の再生可能} \\ \text{エネルギーの導入状況 (\%)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{把握できる最新年度の再生可能エネルギー電気の} \\ \text{利用量 (送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)} \end{array}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

※4 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)、需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)等とする。